

敦賀市監査委員告示第16号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した、水道部に
係る定期監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年10月1日

敦賀市監査委員	安久	彰
同	中村	淳
同	和泉	明

定期監査結果報告

1 監査の基準

敦賀市監査基準に準拠

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

3 監査の対象

水道部

経営企画課、上水道課、下水道課

4 監査の範囲

令和2年度及び令和3年度（4月から5月末まで）における水道事業及び下水道事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況

5 監査の実施日

令和3年6月30日

6 監査の実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取し監査を実施した。

7 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事務処理で法令に違反するものはないか。
- (3) 事務の執行が適正かつ的確に行われているか。
- (4) 経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されているか。
- (5) 業務の改善と効率化を図り、経営の合理化に努めているか。

8 監査の結果

水道事業及び下水道事業における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、監査した範囲において、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、次の事項については、必要な措置を講じるよう求める。

(1) 固定資産台帳の記載について

固定資産台帳の記載について、建物と機械及び装置を分類せずに一式で記載している事案が見られた。将来的に、その一部の入替えあるいは除却等を行う可能性があることを考慮し、個別の金額が算定できるよう記載の仕方について検討いただきたい。

(上水道課)

(2) 固定資産の管理について

固定資産の管理について、固定資産台帳上除却した機械の一部を加工し、別施設の固定資産である機械の部品として再利用した事案に関し、固定資産を財産として正しく認識し、適切な管理を行うよう努められたい。

(下水道課)